

福岡県環境保全に関する条例施行規則（昭和四十八年福岡県規則第十七号）新旧対照表

改正案	現行
<p>（特別地区内の許可又は届出を要しない行為）</p> <p>第十五条 条例第十六条第九項第四号の規則で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>十一 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであつて次に掲げるもの</p> <p>イ～ト （略）</p> <p>チ 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）<u>第三条第一項の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けた者、同法第二十一条第一項の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者、同法第二十二條第一項の規定により一般不定期航路事業の登録を受けた者又は同法第二十三条第一項の規定により貨物専用不定期航路事業の届出をした者が当該事業を営むために動力船を使用すること。</u></p> <p>リ （略）</p> <p>十二・十三 （略）</p>	<p>（特別地区内の許可又は届出を要しない行為）</p> <p>第十五条 条例第十六条第九項第四号の規則で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>十一 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることであつて次に掲げるもの</p> <p>イ～ト （略）</p> <p>チ 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）<u>第三条の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けた者、同法第二十条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第二十一条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。</u></p> <p>リ （略）</p> <p>十二・十三 （略）</p>